

林地開発調書

整理番号	3-1				
申請者	静岡県富士宮市下稲子979番地の1 株式会社 後藤 代表取締役 後藤 真典 (法人等番号 0801-01-012145)				
開発行為の目的	土石の採掘(採石)				
開発行為に係る事業又は施設の名称	作畠土石採取場				
所在場所	静岡県富士宮市上稲子字作畠524-1番地外118筆				
森林計画区名	富士森林計画区				
開発面積	事業区域面積	45.0572ha			
	事業区域内の森林面積	38.8348ha			
	形質変更の森林面積	32.0276ha (=前回許可 27.3849ha+4.6427ha)			
用途別内訳面積	開発後の用途	面積			百分率
		5条森林	5条森林以外	計	
	造成森林	30.6591ha	4.1787ha	34.8378ha	77.3%
	残置森林	6.8072ha	0.0066ha	6.8138ha	15.1%
	防災施設 道路・その他 計	0.0493ha 1.3192ha 38.8348ha	1.1264ha 0.9107ha 6.2224ha	1.1757ha 2.2299ha 45.0572ha	2.6% 5.0% 100.0%
工事計画期間	着手 許可の日より 完成 令和9年11月7日				
所要経費	用地費	非開示情報			
	工事費				
	本工事費				
	防災工事費				
	その他 計				
森林の現況	地質	土質	傾斜	標高	
		新第三紀静岡層群 ※静岡県地質図より 基岩：安山岩、硬質砂岩 土壌：粘質土	40° (5°~60°)	380m (131~640m)	
	林況	樹種	林齢	生育状況	降水量
スギ、ヒノキ、クヌギ、モミ、アカマツ等		4~64年生	中	30年平均 2378mm 時間最大雨量 69.5mm	
生息動物風致その他	非開示情報 なお、今回の事業拡大区域は、平成21年4月から平成22年3月に調査実施済みであり、絶滅危惧種Ⅱ種以上の希少野生動植物の生息は確認されていない。				
周辺地域の施設の状況	当該計画地の東側は、南北に通る一級河川稲子川と川沿いの国道469号線に面している。その他は森林であり、周辺に人家、公共施設等はない。 当該地の流末は一級河川稲子川に流れ込み、一級河川富士川を経て、駿河湾に至る。				
水源かん養機能に直接依存する水需要の状況	当該区域に直接水源を依存する地域はない。				
開発行為が周辺地域の環境へ及ぼす影響	周囲におおむね森林を配置しており、大きな影響はない。				
市町村森林整備計画の機能区分及び施業種	木材等生産機能維持増進森林区域、山地災害防止区域、土壌保全機能維持増進森林区域 通常伐期及び長伐期 令和4年8月3日、富士宮市農業政策課より、「森林及び林業施策上の総合判断による事項については意見なし」と回答を得た。				
他の法令等との関連	・採石法(第33条)：令和4年8月3日申請書提出済(林地開発許可と同時認可予定)				

	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法（第16条第1項第3号）：令和4年8月1日適合通知書。 ・自然環境保全条例：平成25年2月27日協定締結済（今回の申請範囲については、平成22年度調査範囲内であり、事業計画の変更届での対応。（変更届今後提出予定） ・土壌汚染対策法（第4条第1項）：申請予定。 ・道路占用許可（排水路）：平成31年4月1日付け許可済。 ・河川占用許可（排水路設置）：令和2年3月23日付け許可済。 ・埋蔵文化財所在有無確認：令和4年7月20日付け回答有「現状所在は認められない」。 ・農地法（第5条、農地転用）：令和2年6月19日付け許可済。
林地開発に対する関係者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月3日、上稲子区会において事業計画説明・意見聴取を行った。結果、特段の要請は無く、同区長より安全な事業実施を心掛け願いたいとのこと。 ・後藤真典代表取締役は、年間定期的に開催される区の会合に出席しており、地区の課題等を話し合っているが、当該開発行為に対する意見・苦情等はなく、地域住民を含む関係者と良好な関係を築いている。
土地所有者の同意状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内全162筆（内5条森林に係るものは119筆） （所有内訳）申請者所有：0筆、他法人所有（2法人）：136筆、個人所有（5名）：26筆 （同意書内訳）同意書：162筆（令和4年7月11日付け同意）
その他	<p>今回申請された土石の採掘（採石）地は、昭和60年から林地開発許可を受けて採取が開始され、その後事業が継続されている箇所である。</p> <p>なお、今回の申請は、令和元年11月8日付け富農森第370号により許可した開発行為の更新許可であり、北側区域は事業区域を拡大し、山頂部区域は現採取箇所を盤下げする計画となっている。</p> <p>【申請経緯】</p> <p>（許可日：H23.6.28・森林審議会（個別諮問）開催案件） （変更許可日：H28.7.13・森林の形質変更面積：1.2005ha 減（増減合計：△1.2005ha）） （許可日：H28.7.19・森林の形質変更面積：3.4812ha 増（増減合計：2.2807ha）） （許可日：R01.11.8・森林の形質変更面積：0.9579ha 増（増減合計：3.2386ha）） （変更届出日：R02.6.19・森林の形質変更面積：0.4900ha 増（増減合計：3.7286ha）） （変更届出日：R04.3.25・森林の形質変更面積：0.1536ha 増（増減合計：3.8822ha）） （※今回：－・森林の形質変更面積：3.9991ha 増（増減合計：7.8813ha））</p> <p>前回個別に諮問した開発行為に係る森林の面積から累積で5ha以上拡大するため、「林地開発許可及び保安林の解除に係る静岡県森林審議会に対する諮問の取扱い基準」第1(2)に該当するので、個別に森林審議会に諮問する。</p> <p>1 立地 令和4年7月26日、富士宮市農業政策課へ確認、後日8月3日に以下の回答を得ている。 ・森林経営計画（市町長承認分）を樹立している範囲に一部該当。重複する個所においては、経営計画では整備を実施しない範囲とすることを経営計画申請者に確認済み。</p> <p>2 防災施設 現在の許可で調整池兼沈砂池1基、沈砂池3基を設置済み。 このうち沈砂池1基を移設し、新たに沈砂池1基を設置する。</p> <p>3 緑化計画 周囲に残置森林及び造成森林を配置し、各小段及び各平地にヤシャブシを植栽し森林に戻す。また、法面には客土吹付（草本類：メドハギ、木本類：ヤマハンノキ、ヤシャブシ）を行う。</p> <p>4 適用する基準 災害の防止及び水害の防止の審査に適用する基準については、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」の第2章第1の1(2)及び第2の1(2)による。</p>
調査者職氏名	主任 渡辺 勝也
調査年月日	令和4年7月25日

審査項目（土石の採掘）

区 分		基 準 値	計 画 値	結 果	備 考	
災害の防止	切土	土質・岩質	安山岩	適		
		採掘量	2,363,421m ³			
		工 法	原則として階段掘削法とする。			階段掘削法
		法面勾配	土質に応じた勾配（35～70度）			最大60°
		小段間の高さ	5～20m（砕石用岩石、石材用岩石：20m以下、風化岩石：5m以下 いずれも終了時）			10m
		小 段 幅	終了時に2m以上			2m
		最大高さ	No.37(445-230)・No.40(490-300)			215m
	盛土	法面勾配	30°（1：1.8）以下	-	-	
		最大高さ	原則15m以下	-		
		小段の設置	5m毎に1～2mの小段設置	-		
		崩落防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	-		
	擁壁	L 型	安定計算上安定すること	-	-	
		逆 T 型	常時 1.5 以上	-		
		重力式	地震時 1.2 以上	-		
ブロック積		土木部ブロック積（石積）擁壁構造基準による	-			
砂防施設			-	適	沈砂池は4ヶ月毎に浚渫する計画とし、必要容量を設定	
仮設沈砂池	1ha当たり年間200～400m ³ の土砂を貯留できるもの	-				
沈砂池	必要容量	沈砂池 No.1：2,595m ³ No.2：109m ³ No.3：277m ³ No.4：510m ³ No.5：470m ³	No.1：2,898m ³ No.2：323m ³ No.3：314m ³ No.4：585m ³ No.5：585m ³			
	河川改修	下流河川に1/1の流下能力がない場合	改修不要			
	残土処理方法	搬出先を明記し許認可(写)を添付すること	-			
	水害の防止	調整池の基数				1基
		堤体の構造	原則コンクリート（掘込式可）	掘込式		
堤体の高さ		原則として15m未満（築造式）	-			
堤頂厚		4m以上（掘込式）	10m			
上流法勾配 下流法勾配			掘込式の場合1：2.0以上	上流 1：7.2 下流 1：5.4		
		調整容量	必要容量 38,283m ³	43,008m ³		
許容放流量		① 許容放流量 全体	4.276m ³ /sec	4.276m ³ /sec		
		調整池	2.732m ³ /sec	2.732m ³ /sec		
オリフィス			0.4790m ² 以下	0.4778m ²		
		放流管	流水断面積は管路断面積の3/4以下 800mm以上	調整池放流管 800mm		
余水吐の構造	100年確率降雨流量の1.5倍以上 19.731m ³ /sec	調整池：余水吐流量 22.448m ³ /sec				

水の確保	*水量の確保	著しい支障が無いこと	計画地に水源を依存する地域はない	適	
	*濁水の流入による水質悪化が無いこと	必要がある時は、貯水池または導水路の設置、 その他の措置をすること 土砂の流出による水質の悪化を防止すること	既沈砂池の他に新たに沈砂池を設置する計画		
環境の保全	森林率	原則として周辺部に幅概ね30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること	96.48%	適	残置する森林及び林地開発行為に対する管理についての誓約書提出済み
	周囲林帯		おおむね周囲に配置 (82.02%)		
	残置森林面積		6.8072ha		
	造成森林面積		30.6591ha		
	造成緑地面積		-		
緑化計画	採掘跡地は、必要に応じて埋め戻し、緑化及び植栽を実施すること また、法面は、可能な限り緑化し、小段には必要に応じ客土等を行い、植栽すること	小段、平地にはヤシヤブシを植栽する。 法面には客土吹付 (草本類：メドハギ、 木本類：ヤマハンノキ、ヤシヤブシ)を行う。			
その他	市街地・主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、早期緑化に努めること	今回採石をする区域は周囲に残置森林を配置し景観への配慮を行う。また、最終残壁は、速やかに植栽又は客土吹付による緑化を図ることとしている。			

直近の許可申請時の付帯意見等への対応

指導事項（令和元年11月8日答申）	指導事項への対応等
<ul style="list-style-type: none"> ・残置森林のうち無立木地となっている箇所について、速やかに植栽を行い、早期の成林を図ること。 ・最終残壁が完成した箇所から、緑化計画に従い緑化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（令和2年）4月までにヤシヤブシ苗を植栽、活着するまで補植及び育成を実施した。 ・ヤシヤブシ苗植栽（小段・平地）及び客土吹付（法面）を実施している。

他法令等の処理状況

(○:今回該当、-:該当無し)

申請者:株式会社 後藤

開発行為の目的:土石の採掘(採石)

法令名	該当		処理状況
	新規	変更	
森林法(保安林)	-		
国土利用計画法・森林法(所有権移転)	-		
都市計画法(開発許可)	-		
宅地造成等規制法	-		
工場立地法	-		
建築基準法	-		
農地法(農地転用)	○		R2.6.19 許可 :許可期限R12.7.10まで
農業振興地域の整備に関する法律	-		
土地改良法	-		
自然環境保全法	-		
自然公園法・県自然公園条例	-		
静岡県自然環境保全条例(協定)	○		H25.2.27 協定書締結。変更届提出予定。
環境影響評価法・環境影響評価条例	-		
風致地区条例	-		
都市緑地法	-		
文化財保護法	-		R4.7.20 現状所在は認められない旨の回答。
鉱業法	-		
採石法・砂利採取法	○		R4.8.3 申請済(林地開発許可と同時に認可予定)
砂防指定地管理条例第7条	-		
地すべり等防止法・急傾斜地災害防止法	-		
土砂災害防止法	-		
河川法	○		R2.3.23 占用許可(排水路設置) :許可期限R12.3.31まで
市普通河川条例	-		
県土地利用事業	-		
市土地利用事業	-		市の指導要綱適用外
道路法	○		H31.4.1 占用許可(排水路) :許可期限R6.3.31まで
景観法	○		R4.8.1 適合通知有
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	-		
土壌汚染対策法	○		申請予定。
県盛土等の規制に関する条例	-		適用外(同一事業区域内の製品保管場所のため)
(ソーラー発電)固定価格買取制度認定	-		
電気事業法	-		
設備認定(経済産業省)	-		
電気事業者との手続き	-		